

「益田市日本遺産」ロゴマーク使用の手引き

令和4年6月8日

「益田市日本遺産」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）について、使用の基準を定めます。

1. 本ロゴマークの使用許可等について

(1) 以下の者は、日本遺産「中世日本の傑作 益田を味わう —地方の時代に輝き再び—」（以下「益田市日本遺産」という。）のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができます。

- ①新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- ②益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）及びその構成団体

(2) (1)に関わらず、以下の者は、益田市日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、実行委員会に対し、事前に届出を出していただいた上で、本ロゴマークを無償で使用することができます。

- ①構成文化財の所有者・管理者、益田市内の団体・企業・個人
- ②学校・博物館等の教育機関
- ③その他実行委員会が必要と認める者

事前の届出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。

- ・申請者の名称・住所・代表者
- ・担当者の名前・電話番号・E-mail
- ・使用目的
- ・使用方法（具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。）

(3) 上記(1)、(2)以外の者は、原則として本ロゴマークは使用できません。

2. 本ロゴマークの使用方法について

本ロゴマークは、「益田市日本遺産ロゴマーク使用マニュアル」に従い、使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。これらに違反した場合、本ロゴマークの使用を禁じます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合

- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) 本ロゴマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 本ロゴマークを改変して使用した場合
- (8) その他実行委員会が不適切と判断する場合

使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、実行委員会は一切の責任を負いかねます。

3. 本「使用の手引き」改訂について

本「使用の手引き」は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知おきください。本「使用の手引き」の改訂により、使用者に不利益が生じたとしても、実行委員会は一切の責任を負わないものとします。